

第
7回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

シリーズ事業承継・第7回は「事業承継で活用できる会社法」について考えます。

種類株式の利用

事業承継を円滑に行うために、種類株式を利用する方法があります。

種類株式は、株主としての権利の内容・種類が異なる株式をいいます。

会社の経営権と財産権を持つ株主の権利について異なる内容とすることができます。

会社法で規定されている種類株式は、次の図の通りです。

【図表 会社法で利用できる種類株式と権利内容】

区分	内 容	(1)		(2)	(3)	
		(a)	(b)		(a)	(b)
①配当優先株式	株式ごとに異なる配当ができる。					○
②残余財産優先分配株式	会社の清算における残余財産の分配を優先的に受けることができる。					○
③議決権制限株式	株主総会の議決権の行使において、普通株式とは異なる議決権を持たせることができます。			○		
④譲渡制限株式	会社の承認を得なければ、株式の譲渡は会社に対する関係では無効とすることができます。	○				
⑤取得請求権付株式	株主が会社に株式の買取りを求めることができる。				○	
⑥取得条項付株式	一定の事由が生じた場合に、会社の主導で株式を取得することができる。			○		
⑦全部取得条項付株式	株主総会の特別決議で、会社が株式の全部を強制的に買い取ることができる。			○		
⑧拒否権付株式 (黄金株)	株主総会の一定の決議事項について、この権利を持つ株主が同意しない限り、可決できない。		○			
⑨役員選解任権付株式	種類株主総会で、会社の役員(取締役・監査役)を選任することおよび解任することができる。		○			

なお、種類株式の発行は、原則として、株主総会決議が必要であり、簡単ではありません。

(1) 株主の分散防止

株主の分散を防止するには、譲渡制限株式の利用が考えられます。

(2) 後継者の経営への影響度の強化

後継者の経営への影響度を強くするには、拒否権付株式、役員選解任権付株式の利用があります。

(3) 後継者以外の株主の経営への影響度の抑制

後継者以外の株主の経営への影響度をなるべく弱くしていくことが望ましいです。一方、経営への影響度を小さくするかわり、後継者以外の株主に対して、その分の株式の財産権の価値をアップさせることでの合意点をみつけることができれば、理想的です。

(a) 後継者以外の株主の経営への影響度を抑制するには、議決権制限株式、取得条項付株式、全部取得条項付株式があります。

(b) 株式の財産権の価値を高めるには、配当優先(劣後)株式・残余財産優先(劣後)分配株式、取得請求権付株式の利用があります。

譲渡制限株式の相続人等に対する株式売渡請求制度

譲渡制限株式であっても、相続により取得した株式は一般承継による取得であるため、譲渡制限が課されません。すなわち、相続人が会社にとって好ましくない方であったとしても、株主になってしまいます。

後継者の経営権を安定化し、かつ株主の分散を防止するには、譲渡制限株式の相続人等に対する株式売渡請求制度の導入が有用です。(次回で詳細の説明をします)

譲渡制限株式とは

譲渡制限株式とは、譲渡による株式の取得について取締役会等の承認を要する株式をいいます。譲渡制限株式は、会社が発行する全部の株式の内容として定めることもできますし、一部の株式の内容として定めることもできます。

すべての株式に譲渡制限が付されている会社を、譲渡制限会社、閉鎖会社、非公開会社と呼んでいます。多くの中小会社では、会社が発行する全部の株式の内容として譲渡制限が定められています。株式に譲渡制限が付されていなければ、取締役会等の承認を得ることなく、株主の独断で株式を譲渡または取得することができます。株式が転々としてしまうと、株主が分散してしまい、また会社にとっても誰が株主かを確定するのに手間がかかるようになってしまうかもしれません。また、好ましくない人物が株式を取得してしまい、会社に対し、高額な株式の買取りを求めたり、取締役に対し株主代表訴訟を提起したりするおそれもあります。

会社が発行する全部の株式を内容として譲渡制限が付されているかどうかは、定款か履歴事項全部証明書(登記簿謄本)で確認します。

譲渡制限が付されている会社の定款や履歴事項全部証明書(登記簿謄本)には、「当会社の株式の譲渡には取締役会の承認が必要」等との記載があります。

すべての株式に譲渡制限を

事業承継において、会社の財産権と経営権のスムーズな引継ぎをするには、株式の分散と株主の所在不明は避けるべき事項の1つです。

基本的には、すべての株式に譲渡制限を付しておくことをお勧めします。なお、譲渡制限のない会社から譲渡制限会社となるには、株主総会の特殊決議によって定款を変更する必要があります。

◎株式の譲渡制限の定款規定例

(株式の譲渡制限)

第〇条 当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。

種類株式に譲渡制限を付すときは

会社が発行する種類株式の一部に譲渡制限を付する場合の定款規定例は下記の通りです。

◎種類株式の譲渡制限の定款規定例

(○種株式の譲渡制限)

第〇条 当会社の○種類株式を譲渡により取得するには、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。